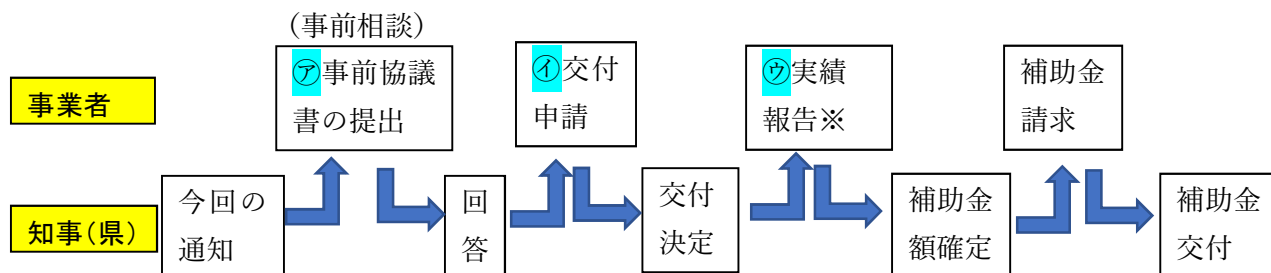


[事務手続きのイメージ] 令和6年12月改正



※補助対象期間が3か月を超える場合で、補助の継続を希望する際は現況報告書を提出

(提出書類)

⑦事前協議時の提出書類

- ・様式1・事前協議書 (電子申請・届出サービスでの電子申請時は提出不要)
- ・利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録 (訪問記録等)

⑧交付申請時の提出書類

- ・別紙1・事業計画書
- ・様式1号・交付申請書

⑨実績報告時の提出書類

- ・様式第5号・実績報告書
- ・様式2・主治医やケアマネージャー等の意見書
- ・様式3・同意の有無等の報告書※様式2主治医の意見書で同意の依頼が困難なことが明記されている場合は省略も可

※サービス担当者会議で複数人訪問の必要性(暴力行為等が原因のものに限る)があり、かつ診療報酬の加算が困難であることを協議した会議録等の写しがあれば、前述の意見書と同意の有無等の報告書を省略できます。

- ・利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録 (訪問記録等) (追加記録分)